

入 札 公 告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により次のとおり公告します。

なお、この入札は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行います。

令和 8 年 6 月 1 日

桜井市長 松井 正剛

1 競争入札に付する事項等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委 託 名 | 桜井市立地適正化計画改定業務委託 |
| (2) 委 託 場 所 | 桜井市 市内一円 |
| (3) 委 託 番 号 | 都計第 6 号 |
| (4) 委 託 概 要 | 計画改定業務（令和 8 年度） 一式
計画改定業務（令和 9 年度） 一式
印刷製本費、旅費交通費、成果品作成費等 一式 |
| (5) 履 行 期 間 | 令和 8 年 7 月 6 日から令和 10 年 3 月 15 日まで |
| (6) 予 定 価 格 | 金 20,060,000 円（消費税及び地方消費税を除く。） |
| (7) 最低制限価格 | 金 16,110,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
<u>※この委託の入札は、最低制限価格の変動を行いません。</u> |
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月桜井市規則第 3 号）の規定による。 |
| (10) 入 札 方 法 | 電子入札 |
| (11) 入 札 回 数 | 1 回 |
| (12) 前 払 金 | 請求不可 |
| (13) 支払予定額 | 令和 8 年度 約 70%、令和 9 年度 約 30% |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

桜井市電子入札システムへの利用者登録が完了し、次に掲げる条件をすべて満たしている者

1. 登録業種等に関する条件	
下記のとおり、登録されていること。	
① 国土交通省建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による建設コンサルタント登録	「都市計画及び地方計画部門」
② 令和 8 年度桜井市入札参加資格者名簿の登録業種	「建設コンサルタント」
2. 事業所の所在地に関する条件	
令和 8 年度桜井市入札参加資格者名簿において、奈良県内に本店または支店、営業所等を有すること。	
3. 実績に関する条件	
地方公共団体が発注した防災指針および評価を含む立地適正化計画策定業務または改定業務を令和 3 年 4 月 1 日以降に元請として完了した実績を有すること。	
4. 配置技術者に関する条件	
本業務を行うにあたり、下記のとおり資格者をそれぞれ配置できるものであること。 なお、それぞれ兼任は不可とし、契約日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者とする。	
① 管理技術者	地方公共団体が発注した防災指針および評価を含む立地適正化計画策定業務または改定業務を管理技術者として令和 3 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有し、かつ以下のいずれかの資格を有するものとする。 「技術士：総合技術監理部門（建設 - 都市及び地方計画）」又は、 「技術士：建設部門（都市及び地方計画）」又は、 「RCCM：都市計画及び地方計画」
② 照査技術者	「技術士：総合技術監理部門（建設 - 都市及び地方計画）」又は、 「技術士：建設部門（都市及び地方計画）」又は、 「RCCM：都市計画及び地方計画」
③ 担当技術者	資格要件なし
5. その他	
① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。	
② 桜井市契約規則第 2 条の 2 の規定に該当しないこと。	
③ 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。	
④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。	
⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。	
⑥ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。	

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札公告の交付	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月23日（火）まで	電子入札情報公開システムからダウンロードしてください。
設計図書の閲覧	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月23日（火）まで ・パスワードは「 202606 」です。	電子入札情報公開システムからダウンロードしてください。
設計図書に関する質問書の提出	令和8年6月5日（金） 午前9時から午後4時まで ・質問がある場合のみ、別紙「質問書」の様式で提出してください。 ・FAX 番号や電話番号等は、「8（1）の問い合わせ先」を参照ください。	FAX または電子メールで提出し、 電話連絡してください。
設計図書に関する質問に対する回答	令和8年6月10日（水） 午後5時までに回答します。 ・質問があった場合のみ掲載します。	電子入札情報公開システムの「備考欄」に掲載します。
入札書の提出	令和8年6月11日（木）から 令和8年6月23日（火） 午後4時 まで ・入札は総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（最小価格が千円止めで記入）に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の「110分の100」に相当する金額を記載してください。 ・「くじ入力番号」を記載してください。記載がない場合は「0」とします。	電子入札システムの「入札状況一覧」画面から提出してください。
開札	令和8年6月24日（水） 午前10時35分 ・予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。予定価格を超える場合または最低制限価格に満たない場合は失格となります。 ・落札候補者となるべき同価格者の者が2人以上ある場合は、電子くじにより決定します。くじを辞退することはできません。 ・落札候補者には電子入札システムで通知します。また、落札候補者の決定または落札者の決定は、電子入札情報公開システムで公表します。	桜井市栗殿 432 番地の 1 桜井市役所 3 階 入札室
競争入札参加資格確認申請書等の提出 (落札候補者のみ)	令和8年6月25日（木） 午後5時まで 《提出書類》 ・事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式） ・国土交通省建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタント登録「都市計画及び地方計画部門」を有していることがわかる書類 ・元請実績証明書 ・企業の元請実績を証明する書類（コリンズ・テクリス登録証など） ・配置技術者届 ・技術者の資格を証明する書類の写し ・3か月以上の雇用関係を証明する書類（雇用保険被保険者証の写しなど） 【管理技術者のみ】 ・実績証明書 ・実績を証明する書類（コリンズ・テクリス登録証など）	電子入札システムの「入札状況一覧」画面から提出してください。

《電子入札情報公開システム》

URL : <https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006A0>

4 競争入札参加資格の確認

入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、競争入札参加資格確認申請書および事後審査書類の提出を受け、受注者として適格か否かを確認し、落札者としての決定を行います。

受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を無効とし次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の確認を行います。

5 入札の無効等

- (1) 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とします。
- (2) 入札参加者が開札までに入札参加資格を満たさなくなったときは入札に参加できません。
- (3) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

6 契約の不締結

契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合や、入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

7 電子入札システムに関する事項

- (1) 電子入札システムにおいて、入札書の提出、開札、(くじによる)落札候補者の決定及び同通知書の発行、資格確認申請書(事後審査書類)の提出、落札者の決定及び同通知書の発行を行う入札であり電子入札システムにより入札書の提出ができない場合は、原則入札に参加できません。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更する場合があります。
- (3) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいう。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者の IC カードを使用してください。IC カードの取得が間に合わない場合等は、「8 (1) の問い合わせ先」まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (4) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方法によらなければなりません。

(ア) Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの

(イ) Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの

(ウ) PDF ファイルが Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

※できるだけ、(ウ)のPDFファイルで提出してください。

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとします。ただし、自己解凍方式は認めません。

ウ アおよびイによらず提出された場合は、提出がないものとします。

エ 電子ファイルを提出するにあたり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」という。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはなりません。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとします。

オ ファイル容量が 3MB を超える場合は、電子入札システムでは送れません。ファイル容量が 3MB を超える場合は、「8 (1) の問い合わせ先」まで連絡し、指示に従い手続きを進めてください。

(5) 入札書等電子入札システムにより提出する書類は、受付票が発行されたことをもって提出されたものとします。提出後は、受付票が発行されるのを確認し、必要に応じて印刷等を行ってください。また、使用するパソコンやインターネットの接続状況等により所要時間に差が生じるため、時間的に余裕をもって送信してください。

(6) 電子入札システムの稼働時間

桜井市の休日を定める条例(平成元年 4 月桜井市条例第 16 号)に定める休日（以下「市の休日」といいます。）を除く月曜日から金曜日まで（以下「平日」といいます。）の午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

(7) 電子入札情報公開システムの稼働時間

市の休日を除く平日の午前 6 時から午後 11 時まで

8 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 競争入札参加資格の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒633-8585

桜井市栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 総務部 管財契約課 契約検査係

電話：0744-42-9111 内線 1761

FAX：0744-42-2656

メールアドレス：電話で問い合わせください。

(アドレスは令和 3 年 4 月以降、変更はありません)

(2) 契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒633-8585

桜井市栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 都市建設部 都市計画課

電話 0744-42-9111 内線 3221

(3) 監督及び検査を担当する部課等の名称、所在地等

〒633-8585

桜井市栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 都市建設部 都市計画課

電話 0744-42-9111 内線 3221

(4) 電子入札及び電子入札情報公開システムの操作方法に関する問い合わせ先

(株)日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

受付時間 平日の午前 9 時から正午 午後 1 時から午後 5 時 30 分

電話番号 0570-021-777

メールアドレス sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

9 その他

桜井市電子入札実施要綱に定めるところによります。